

取組の現況（新規・変更分）

基本方針 1 子ども・若者の健全な育ち、自立を支援します

施策① 成長に応じた支援をします

No	別紙 2 ページ	名称	項目	令和5年12月時点	令和6年度末時点
1	1	産後ケア事業の充実	名称	産後ケア体制の整備	産後ケア事業の充実
2	2	ゆりかご葛飾	内容	<p>妊娠初期に個別に面接（ゆりかご面接）を行い、一人一人の状況にあわせた出産直後までのサポートプラン「葛飾区ゆりかごプラン」を作成し、必要な支援を行う。</p> <p>乳幼児健康診査や産前・産後の母子を支える様々な事業、医療機関と連携し、就学期前までの継続的な支援を行う。</p> <p>区民に身近な保健センターや子ども未来プラザなどで、妊娠・出産・育児に関する情報提供を行う教室や講座等を行い、母親や父親などの出産や育児の不安軽減を図る。</p> <p>乳幼児健康診査や母子を支える様々な事業を通して、親子の心身の健康の保持増進を図るための教室、講座等を実施する。また、妊娠・出産・育児に関する情報提供を行うほか、遊びなどの活動の中で相談を行う。</p>	<p>妊娠初期の面談（ゆりかご面接）から、子どもの就学前までの継続的な支援を行う。</p> <p>区民に身近な保健センターや子ども未来プラザなどで、妊娠・出産・育児に関する情報提供を行う教室や講座等を行い、母親や父親などの出産や育児の不安軽減を図る。</p> <p>乳幼児健康診査や母子を支える様々な事業を通して、親子の心身の健康の保持増進を図り、必要な場合は医療機関等と連携し継続的な支援を行う。</p>
3	2	かつしか出産応援給付金給付事業	内容	<p>子どもを産み育てる子育て世帯を応援するため、令和5年4月1日以降に生まれた1歳未満の子どもを養育する世帯に対し、かつしか出産応援給付金（対象児童1人当たり5万円、1回限り）を支給する。</p>	<p>子どもを産み育てる子育て世帯を応援するため、1歳未満の子ども（1歳の誕生日の前日までに本区に転入した子どもを含む。）を養育する世帯に対し、かつしか出産応援給付金（対象児童1人当たり5万円、1回限り）を支給する。</p>
4	2	多胎児用ベビーカー購入等費用助成事業	内容	<p>3歳未満の多胎児を養育する家庭に対し多胎児用ベビーカーの購入・レンタル費用を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、外出支援を行う。</p>	<p>3歳未満の多胎児を養育する家庭に対し多胎児用ベビーカーの購入・レンタル費用を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、外出支援を行う。</p>

No	別紙2 ページ	名称	項目	令和5年12月時点	令和6年度末時点
5	2	ベビーシッターによる一時預かり利用支援事業	内容	6歳に達する以後の最初の3月31日までの児童を養育する世帯を対象に、就労やリフレッシュなどで子どもの保育を必要とする保護者が東京都の認定したベビーシッターを利用する場合に、保育料を補助する。	6歳に達する以後の最初の3月31日までの児童又は小学1年生から3年生までの学童保育クラブ待機児を養育する世帯を対象に、就労やリフレッシュなどで子どもの保育を必要とする保護者が東京都の認定したベビーシッターを利用する場合に、保育料を補助する。
6	3	かつしかっ子スタートカリキュラム	名称	スタートカリキュラム	かつしかっ子スタートカリキュラム
			所管課	指導室	教育指導課
7	3	セカンドブック事業	内容	3歳の誕生日を迎えるお子さんに、図書館がおすすめする5種類の絵本の中から、1冊選んでいただき配付することで、絵本を通して、ことばや心を育てる力を応援し、図書館の利用促進を図る。	3歳の誕生日を迎えるお子さんに、図書館が薦める5種類の絵本の中から1冊選んでもらい、配付することで絵本を通して、言葉や心を育てる力を応援し、図書館の利用促進を図る。
8	3	保育園に対する絵本贈与事業 【新規】	内容		葛飾区立中央図書館において、利用を終えた絵本で再利用可能なものを区立保育園（32園）に贈与する。
			所管課		中央図書館

施策② 自立に向けた準備の支援をします

No	別紙2 ページ	名称	項目	令和5年12月時点	令和6年度末時点
1	4	学習支援事業	所管課	くらしのまるごと相談課 指導室	くらしのまるごと相談課 教育指導課
2	5	かつしかっ子学習スタイル	内容	教室への取組内容の掲示と、担任等からの指導により、授業規律や家庭学習などの意識付けをする。	児童・生徒の学習規律を整え、主体的な授業ができるようになるため、授業の際に取り組むべき項目を定めている。
					教育指導課
3	5	中学生職場体験事業	所管課	指導室	教育指導課

No	別紙2 ページ	名称	項目	令和5年12月時点	令和6年度末時点
4	5	スクールカウンセラ一派遺事業	内容	不安や悩みを抱える児童・生徒や子育てに悩む保護者に対するカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に関し専門的な知識や経験を持つスクールカウンセラーを各学校に配置し、学校における教育相談体制を整えいじめ、不登校等、児童・生徒の問題行動等の解決にあたる。	不安や悩みを抱える児童・生徒や子育てに悩む保護者に対するカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に関し専門的な知識や経験を持つスクールカウンセラーを各学校に配置し、学校における教育相談体制を整えいじめ、不登校等、児童・生徒の問題行動等の解決にあたる。
				所管課 学校教育支援担当課	総合教育センター教育支援課
5	5	スクールソーシャルワーカー派遣事業	所管課	学校教育支援担当課	
6	5	中学校部活動地域連携	名称	課外活動指導員	
7	6	学校連携事業	内容	子どもに夢と希望を与え、スポーツの楽しさを実感してもらうため、かつしか地域スポーツクラブと学校が連携し、小学校体育授業やクラブ活動等でトップアスリート等を始めとした専門指導員を講師に招き、スポーツ教室を実施する。	子どもに夢と希望を与え、スポーツの楽しさを実感してもらうため、かつしか地域スポーツクラブと学校が連携し、小学校体育授業に、元陸上選手を始めとした専門指導員を講師として招き、スポーツ教室を実施する。
8	6	ジュニアエンジョイスポーツ	内容	子どもが気軽に参加できるスポーツ大会を年間14種目22大会開催する。また、各種目の総合開会式を開催して健闘を誓うとともに、開会式終了後には各種目の一流選手を講師に招き、スポーツ教室を開催する。	子どもが気軽に参加できるスポーツ大会を年間14種目21大会開催する。また、各種目の総合開会式を開催して健闘を誓うとともに、開会式終了後には各種目の一流選手を講師に招き、スポーツ教室を開催する。
9	6	～測って、知ろう～体力テスト	内容	握力、反復横とび、上体起こし等、6歳～19歳までは8種目、成人は6種目実施して、体力テスト判定員より体力状況に応じたアドバイスを行う。奥戸、水元総合スポーツセンターで年2回実施する。	握力、反復横とび、上体起こし等、6歳～19歳は8種目、20歳～79歳は6種目実施して、体力テスト判定員より体力状況に応じたアドバイスを行う。奥戸、水元総合スポーツセンターで年2回実施する。

施策③ 社会への参画の支援をします

No	別紙2 ページ	名称	項目	令和5年12月時点	令和6年度末時点
1	6	雇用支援事業	名称	雇用・就業マッチング支援事業	雇用支援事業
2	7	消費者教育事業	内容	消費者教育を図り、自立した消費者になるための基礎的・基本的な知識・態度を育成する。そのため大学に講師を派遣するほか、早期教育のために小中学校等にも講師を派遣し、出前講座を実施することで消費者教育を推進する。	子どもや若者が自立した消費者になれるように基礎的・基本的な知識の習得を図る。小・中学校の早期の段階、成年前後の高等学校・大学の時期に講師を派遣し、出前講座を実施することで消費者教育を推進する。
				産業経済課 消費生活センター	産業経済課
3	8	かつしかふれあいRUNフェスタ	内容	葛飾区内の中学・高等学校や大学に声掛けを行い、荷物のお預かりから給水所での従事、参加賞・記録証の配布等のボランティアに従事いただく。各学校のご協力のもと、総勢800人以上のボランティア体制を確立し、区内最大級のマラソンイベントとして開催している。	葛飾区内の中学・高等学校や大学に声掛けを行い、荷物のお預かりや給水所での従事、参加賞・記録証の配布等のボランティアに従事いただく。各学校のご協力のもと、総勢800人規模のボランティア体制を確立し、区内最大級のマラソンイベントとして開催している。

基本方針2 様々な困難を有する子ども・若者および家族を支援します

施策① 学校生活に関わる課題への支援をします

No	別紙2 ページ	名称	項目	令和5年12月時点	令和6年度末時点
1	9	<u>葛飾区フリースクール等利用者支援事業助成金</u> <u>【新規】</u>	内容		フリースクール等に通う区内在住の不登校児童・生徒における経済的負担を軽減するため、東京都が令和6年度から実施している「東京都フリースクール等利用者支援事業助成金」を受けた児童・生徒の保護者に対し、月額1万円を上限とした区独自の上乗せ助成を行う。
					教育総務課 総合教育センター教育支援課
2	9	いじめ防止対策プロジェクト	所管課	学校教育支援担当課	教育指導課
3	9	学校支援指導員派遣事業	内容	生活指導上課題のある学校に対し、児童・生徒の問題行動を抑制し、健全育成を推進するために、学校支援指導員を派遣する。	生活指導上課題のある学校に対し、児童・生徒の問題行動を抑制し、健全育成を推進するために、学校支援指導員を配置する。
					総合教育センター教育支援課
4	9	教育相談	所管課	学校教育支援担当課	総合教育センター教育支援課
5	9	サポートチーム指導員派遣事業	内容	いじめ、暴力行為、少年非行などの問題行動等に適切に対応するため、退職校長や警察OBを指導室に配置し、いじめや校内暴力等が発生した学校に派遣して学校とともに問題解決を図る。 サポートチーム（問題行動等を起こす個々の児童・生徒の状況に応じ、学校、教育委員会、関係機関等が連携して対応するチーム）を組織し、当該児童・生徒を支援する。	いじめ、暴力行為、少年非行などの問題行動等に適切に対応するため、退職校長や警察OBを教育指導課及び総合教育センター教育支援課に配置し、いじめや校内暴力等が発生した学校に派遣して学校とともに問題解決を図る。
					サポートチーム（問題行動等を起こす個々の児童・生徒の状況に応じ、学校、教育委員会、関係機関等が連携して対応するチーム）を組織し、当該児童・生徒を支援する。
6	9	日本語指導の充実	所管課	学校教育支援担当課	総合教育センター教育支援課 教育指導課
					総合教育センター教育支援課

No	別紙2 ページ	名称	項目	令和5年12月時点	令和6年度末時点
7	10	不登校対策プロジェクト	内容	<p>【訪問型学校復帰支援】 教員経験者と心理専門員が、定期的に学校を訪問し、不登校及びその傾向にある児童・生徒一人一人の状況に応じた支援策を協議する。</p> <p>【適応指導教室の運営】 様々な要因等により、登校できない状態にある児童・生徒に対して、自発的な学習や体験的な学習の場を提供するとともに、心理専門員による一人一人の状況に応じた支援を行う。</p> <p>【校内適応教室の設置】 登校はできるものの、教室に入ることができない児童・生徒の支援をするため、支援員を配置した校内<u>適応教室</u>を設置する。</p>	<p>【訪問型学校復帰支援】 教員経験者と心理専門員が、定期的に学校を訪問し、不登校及びその傾向にある児童・生徒一人一人の状況に応じた支援策を協議する。</p> <p>【ふれあいスクール明石（適応指導教室）の運営】 様々な要因等により、登校できない状態にある児童・生徒に対して、自発的な学習や体験的な学習の場を提供するとともに、心理専門員による一人一人の状況に応じた支援を行う。</p> <p>【校内サポートルーム（校内別室）の設置】 登校はできるものの、教室に入ることができない児童・生徒の支援をするため、支援員を配置した校内<u>サポートルーム</u>を設置する。</p>
所管課		<u>学校教育支援担当課</u>		<u>総合教育センター教育支援課</u>	

施策② 障害等に関する課題への支援をします

No	別紙2 ページ	名称	項目	令和5年12月時点	令和6年度末時点
1	10	医療的ケア児への支援の促進	所管課	障害福祉課 障害者施設課 地域保健課 保健予防課 保健センター 保育課 子ども家庭支援課 <u>学校教育支援担当課</u>	障害福祉課 障害者施設課 地域保健課 保健予防課 保健センター 保育課 子ども家庭支援課 <u>総合教育センター教育支援課</u>
2	11	就学相談	所管課	<u>学校教育支援担当課</u>	<u>総合教育センター教育支援課</u>
3	11	特別支援教育推進事業	所管課	<u>学校教育支援担当課</u>	<u>総合教育センター教育支援課</u>

No	別紙2 ページ	名称	項目	令和5年12月時点	令和6年度末時点
4	11	発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実	所管課	学校教育支援担当課	総合教育センター教育支援課

施策③ 自立・社会参画に関わる課題への支援をします

No	別紙2 ページ	名称	項目	令和5年12月時点	令和6年度末時点
1	12	包括的な支援体制の整備	内容	<p>令和4年度は、福祉の各分野を超えた課題に対して包括的な相談を受けることができる体制づくりについて検討を行った。</p> <p>令和5年度は、5月に「くらしのまるごと相談窓口」を設置し、年齢や収入、障害の有無などにかかわらず、生活上の様々な不安や課題を、世帯単位等でまるごと受け止め、寄り添いながら包括的な支援を実施する。</p>	<p>くらしのまるごと相談窓口において、年齢や収入、障害の有無などにかかわらず、ヤングケアーやダブルケア、8050問題等、生活上の様々な不安や課題を、世帯単位等でまるごと受け止め、寄り添いながら包括的な支援を実施する。</p>
2	12	精神保健相談	内容	<p>うつ病、統合失調症、双極性障害、アルコール・薬物・インターネット等の依存症など、広範囲にわたる精神疾患や精神障害に関する悩みや不安を解消するために医師や保健師による相談を行う。</p>	<p>うつ病、統合失調症、双極性障害、アルコール・薬物・インターネット等の依存症など、広範団にわたる精神疾患や精神障害に関する悩みについて医師や保健師による相談を行う。</p>
3	12	社会的養護経験者への支援	名称 内容	<p>社会的養育経験者への支援</p> <p>社会的養育を経験した子どもや若者達が、地域において安心して生活していくよう、一人一人が抱える様々な課題に対して、関係機関と連携した相談支援に取り組む。</p>	<p>社会的養護経験者への支援</p> <p>社会的養護を経験した子どもや若者達が、地域において安心して生活していくよう、一人一人が抱える様々な課題に対して、関係機関と連携した相談支援に取り組む。</p>

施策④ 非行・犯罪に関わる課題への支援をします

No	別紙2 ページ	名称	項目	令和5年12月時点	令和6年度末時点
1	14	(再掲) サポートチーム指導員派遣事業	内容	いじめ、暴力行為、少年非行などの問題行動等に適切に対応するため、退職校長や警察OBを指導室に配置し、いじめや校内暴力等が発生した学校に派遣して学校とともに問題解決を図る。 サポートチーム（問題行動等を起こす個々の児童・生徒の状況に応じ、学校、教育委員会、関係機関等が連携して対応するチーム）を組織し、当該児童・生徒を支援する。	いじめ、暴力行為、少年非行などの問題行動等に適切に対応するため、退職校長や警察OBを <u>教育指導課及び総合教育センター</u> 教育支援課に配置し、いじめや校内暴力等が発生した学校に派遣して学校とともに問題解決を図る。 サポートチーム（問題行動等を起こす個々の児童・生徒の状況に応じ、学校、教育委員会、関係機関等が連携して対応するチーム）を組織し、当該児童・生徒を支援する。
				所管課 <u>学校教育支援担当課</u>	<u>総合教育センター</u> 教育支援課 教育指導課

施策⑥ 心身の安定・安心に関わる課題への支援をします

No	別紙2 ページ	名称	項目	令和5年12月時点	令和6年度末時点
1	15	里親委託等推進事業	内容	社会的養護を必要とする子どもたちに、里親家庭という選択ができるように、里親制度に関する普及啓発と里親のリクルート活動を行い、里親登録数の向上を図る。 子どもたちが安心して里親家庭で生活できるように、里親を包括的に支援する体制を構築し、里親と子どもを支え、子どもの最善の利益を確保する。	社会的養護を必要とする子どもたちが、里親家庭という選択ができるように、里親制度に関する普及啓発と里親のリクルート活動を行い、里親登録数の向上を図る。 子どもたちが安心して里親家庭で生活できるように、里親を包括的に支援する体制を構築し、里親と子どもを支え、子どもの最善の利益を確保する。

基本方針3 生まれ育つ家庭の事情に左右されない子どもの育ちを支援します

施策① 子どもの育ち・学びへの支援をします

No	別紙2 ページ	名称	項目	令和5年12月時点	令和6年度末時点
1	17	(再掲) 学習支援事業	所管課 <u>指導室</u>	くらしのまるごと相談課 <u>指導室</u>	くらしのまるごと相談課 <u>教育指導課</u>

施策② 子どもが育つ家庭への支援をします

No	別紙2 ページ	名称	項目	令和5年12月時点	令和6年度末時点
1	18	(再掲) 学習支援事業	所管課 <u>指導室</u>	くらしのまるごと相談課 <u>指導室</u>	くらしのまるごと相談課 <u>教育指導課</u>

基本方針4 地域全体で支える環境を整えます

施策① 地域全体で支える環境を整えます

No	別紙2 ページ	名称	項目	令和5年12月時点	令和6年度末時点
1	20	(再掲) 包括的な支援体制の整備	内容	<p>令和4年度は、福祉の各分野を超えた課題に対して包括的な相談を受けることができる体制づくりについて検討を行った。</p> <p>令和5年度は、5月に「くらしのまるごと相談窓口」を設置し、年齢や収入、障害の有無などにかかわらず、生活上の様々な不安や課題を、世帯単位等でまるごと受け止め、寄り添いながら包括的な支援を実施する。</p>	<p>くらしのまるごと相談窓口において、年齢や収入、障害の有無などにかかわらず、ヤングケアラーやダブルケア、8050問題等、生活上の様々な不安や課題を、世帯単位等でまるごと受け止め、寄り添いながら包括的な支援を実施する。</p>
2	20	(再掲) 中学校部活動地域連携	名称	(再掲) 課外活動指導員	(再掲) 中学校部活動地域連携
3	21	青少年委員活動支援	内容	<p>青少年委員の活動が効果的に行われるように、毎月1回の定例会（研修会）や委員会内部に設置した8つのブロック会と5つの専門部の委員活動を支援し、青少年の健全育成を図る。</p>	<p>青少年委員の活動が効果的に行われるように、毎月1回の定例会（研修会）や委員会内部に設置した8つのブロック会と6つの専門部の委員活動を支援し、青少年の健全育成を図る。</p>
4	21	青少年育成地区委員会支援	内容	<p>青少年育成地区委員会の運営及び地区組織活動を推進するため、地区委員会に対して補助金を交付する。また、地区委員研修会、「少年の主張大会」、「かつしか郷土かるた全区競技大会」、「地区ロードレース大会」や、他団体と協働して実施している「子どもを犯罪から守るまちづくり活動」などの地区委員会活動を支援し、青少年の健全育成を図る。</p>	<p>青少年育成地区委員会の運営及び地区組織活動を推進するため、「地区委員研修会」、「少年の主張大会」、「かつしか郷土かるた全区競技大会」、「地区ロードレース大会」や、他団体と協働して実施している「子どもを犯罪から守るまちづくり活動」などの地区委員会活動を支援し、青少年の健全育成を図る。</p>